



いじめ防止対策 マニュアル

令和6年度 改訂

茂原市立西小学校

学校いじめ防止基本方針

茂原市立西小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策基本法 第2条第1項）

- ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、無視をされる。
- ◆ ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ インターネットやSNS等で、嫌なことをされる。 等

(2) いじめの理解

いじめの定義に基づき、いじめを以下のように捉える。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) 基本方針

- ① 学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、西小学校の教職員の意見、及び児童保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(4) 内容

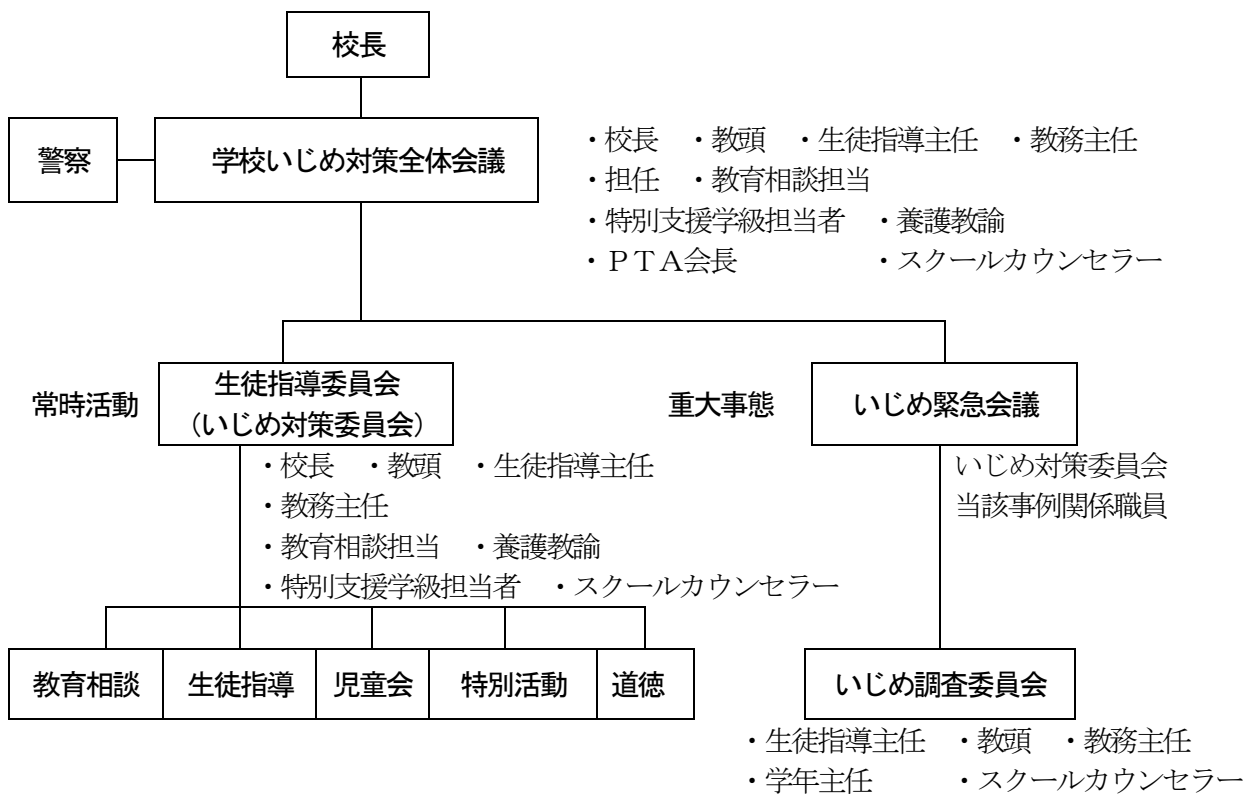
- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策基本法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
 - ア いじめの防止のための取り組み
 - イ 早期発見のための取り組み
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策基本法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 児童の実態

令和5年度 いじめと疑われる行為のうちで多いもの

- ① いやなこと、悪口を言われる、
- ② からかわれる

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ①児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策マニュアル」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③教職員の言葉が児童を傷つけ、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- ④過度の競争意識、勝利至上主義等が児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発しないように努める。
- ⑤生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑥道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- ⑦豊かな人間関係プログラムの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。

- ⑧いじめゼロ宣言、いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑨「生徒指導委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ①年間2回、学校生活に関する調査を行う。
- ②アンケート調査をもとに、担任や希望する教職員との教育相談を行う。(7月・12月)
- ③保護者との面談(7月、12月)の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、教育相談担当及び教頭とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②各学級「いじめゼロ宣言」を掲示し、「いじめゼロ」の啓発を行う。
- ③なかよし集会を実施し、全校でいじめを無くそうとする意識を高める。

ウ その他

- ①担任を中心として、児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- ②アンケートや面談により、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- ④休み時間等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察するなど、日常的にいじめの早期発見に取り組む。
- ⑤いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ⑥外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に定期的に周知する。

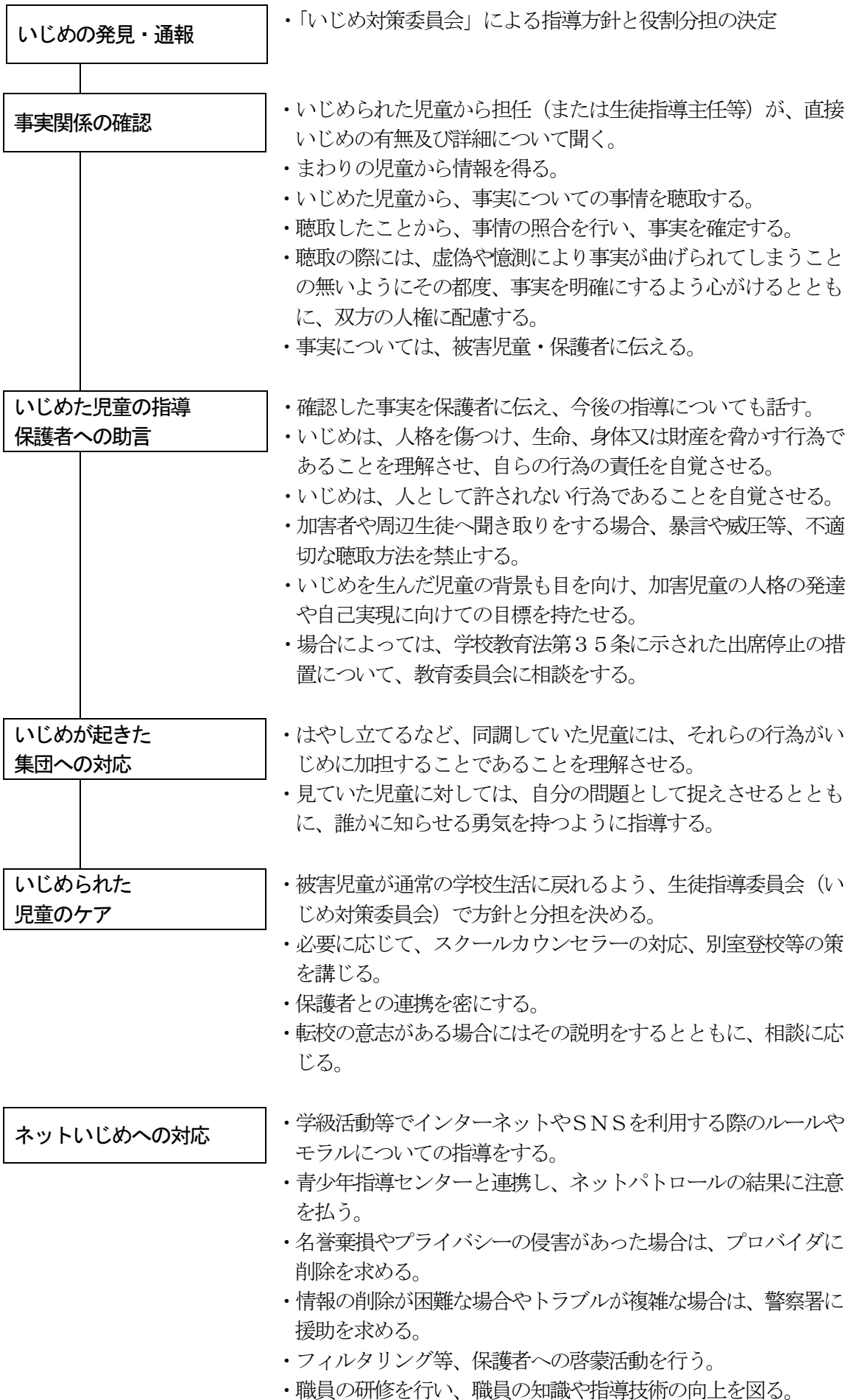
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	0475-23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	0475-22-3741
茂原市青少年指導センター	0475-22-4466
茂原市教育委員会学校教育課	0475-20-1558
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター	0120-783-497
子どもの人権110番	0120-007-110

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるようにすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を中心とした組織であたる。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第 28 条）

○いじめにより、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時

- ・自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童生徒が30日以上欠席を余儀なくされた場合

○児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（第 30 条）

○重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に電話等で報告し、その後、文書による報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会 → 市長

②いじめ対策組織の招集（第 28 条）

○いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。

○いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（第 28 条）

○調査にあたっては、いじめを受けた児童生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・当該児童及び関係職員、関係児童生徒から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- ・当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・保護者の要望や意見を十分に聴く。
- ・関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- ・調査結果については、いじめられた児童生徒及び保護者に結果の提供を行う。
- ・調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童生徒への指導

○いじめた児童生徒への指導については、「4 （3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。

○学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。

○報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。

○いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- いじめられた児童への指導については、「4 （3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

生徒指導年間計画

月	目 標	備考
4	○進級の喜びを話し合い、組織づくりをする。 ・きまりを守って登下校する。 ・きちんと挨拶をする。 ・左胸に名札をつける。 ・持ち物、筆箱の中身の確認をする。	西小スタンダード 確認
5	○学校、学級のきまりや約束を進んで守る。 ・始業の合図がなったら教室に入る。 ・廊下は右側をすずかに歩く。 ・読書タイムを充実させる。 ・人の話はしっかりと聞く。	なかよし集会
6	○身の回りをいつも清潔にする。 ・教室の中や外、机の中、ロッカーの中をきれいにする。 ・清潔な体、衣服に気を配る。 ・雨の日の教室での過ごし方や道路での歩き方に注意する。 ・勉強の仕方を身につけ、落ち着いて学習する。	
7	○身の回りを整理整頓し、夏休みの生活の計画を立てる。 ・規則正しい生活をする。 ・係や当番の仕事をきちんとやる。 ・夏休み中の生活や学習の計画をしっかりと立てる。	生活アンケート 児童面談 保護者面談
9	○規則正しい生活をし、学習のまとめをする。 ・登下校の時間を守る。 ・始業の合図がなったら教室に入る。 ・交通のきまりを守って安全に気をつける。 ・学習のまとめをしっかりとする。	
10	○礼儀正しく、積極的な態度で物事にあたる。 ・挨拶や言葉づかいを正しくする。 ・責任をもって係活動をする。 ・ルールを守り、進んで運動する。 ・読書に親しみ、本を大切に扱う。	西小スタンダード 確認
11	○思いやりの心を持ち、友達と仲良くする。 ・よいと思ったことは進んで実行する。 ・友達のよいところを見つける。 ・協力し認め合って、最後まで物事に取り組む。	
12	○身の回りの整理整頓をし、冬休み中の生活の計画を立てる。 ・寄り道をしないで下校する。 ・冬休み中の生活や学習の計画をしっかりと立てる。	生活アンケート 児童面談
1	○健康増進に努め、積極的に戸外での遊びを工夫する。	
2	○学習のまとめをする。 ・先生や友達の話をよく聞く。 ・進んで自分の考えを発表する。 ・計画を立てて復習する。	なかよし集会 (振り返り)
3	○一年間のまとめと教室内外の整理整頓をする。 ・一年間の学習のまとめをする。 ・学校をきれいにする。	

※児童会の月目標に反映させ、学校全体で取り組む。